

すかがわ統計月報 4年5月発行

須賀川公共職業安定所
石川地方職業相談室

962-0865 須賀川市妙見121-1 (電話)0248-76-8609

963-7845 石川郡石川町字高田234-1 (電話)0247-26-2484

管内の雇用情勢(令和4年4月内容。パートを含む)

求人倍率



■新規求人倍率 1.38倍(対前年同月比0.08ポイント上昇、対前月比0.11ポイント低下)

4月の新たな求職申込みは557件、求人申込みは769人分でした。
これは、1件の求職申込みに対し1.38人分の求人が申し込まれたこととなります。

※新規求人倍率:新規求人数/新規求職者数

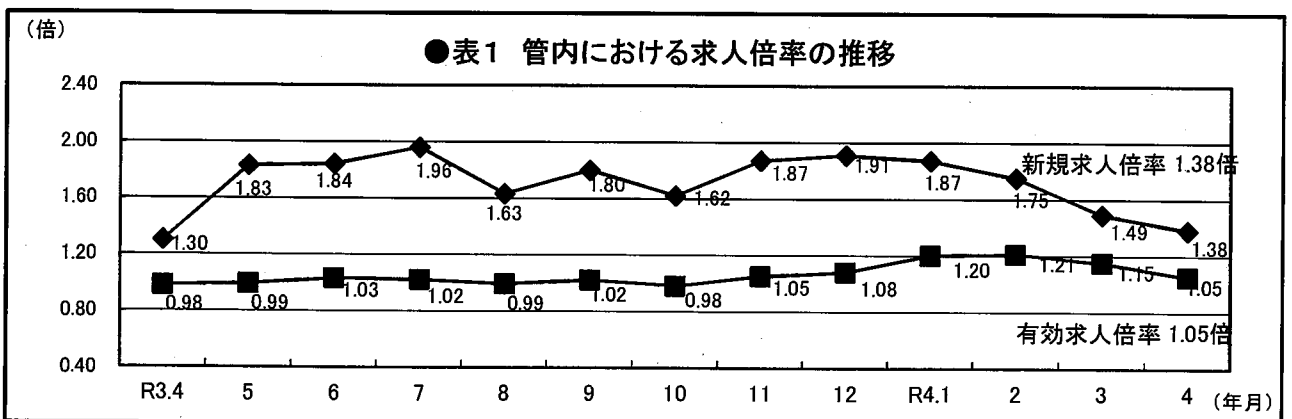
新規求人倍率は、労働力需給状況の変化の先行的な動きをとらえることができるとされています。

■有効求人倍率 1.05倍(対前年同月比0.07ポイント上昇、対前月比0.1ポイント低下)

3月から引き続き求職している方と4月に新たに求職申込みした方の合計が2,003人であったのに対し、3月から繰り越された求人と4月に新たに申し込まれた求人の合計は2,109人でした。
これは、1人の求職者に対し1.05人分の求人となります。

※有効求人倍率:有効求人数/有効求職者数

有効求人倍率は、労働市場の需給状況を示す代表的な指数とされています。

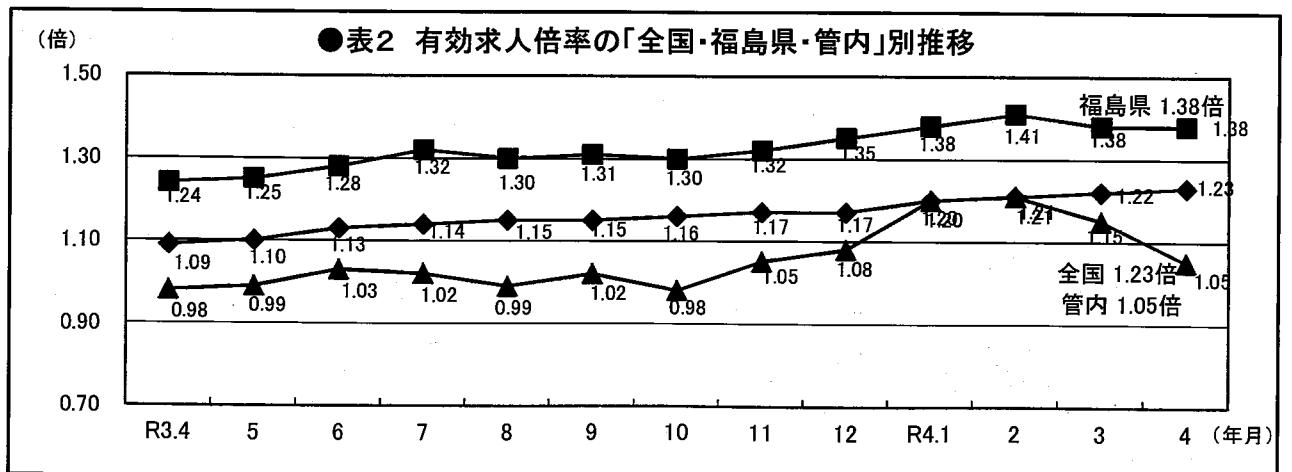


■有効求人倍率 【全国】1.23倍(対前年同月比0.14ポイント上昇、対前月比0.01ポイント上昇)

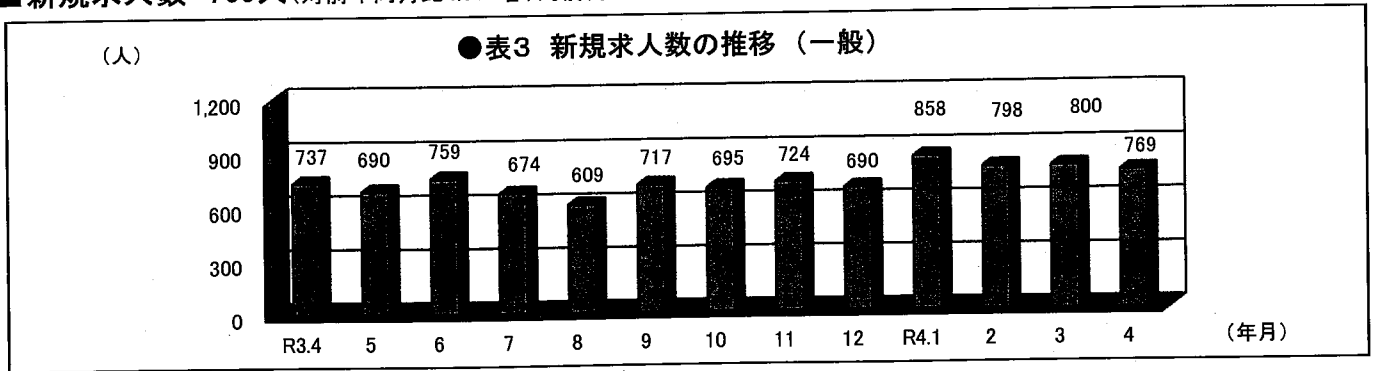
【福島県】1.38倍(対前年同月比0.14ポイント上昇、対前月比±0)

【管内】1.05倍(対前年同月比0.07ポイント上昇、対前月比0.1ポイント低下)

※なお、令和3年12月以前の数値は、令和4年1月分公表時に新季節指数により改訂されています。



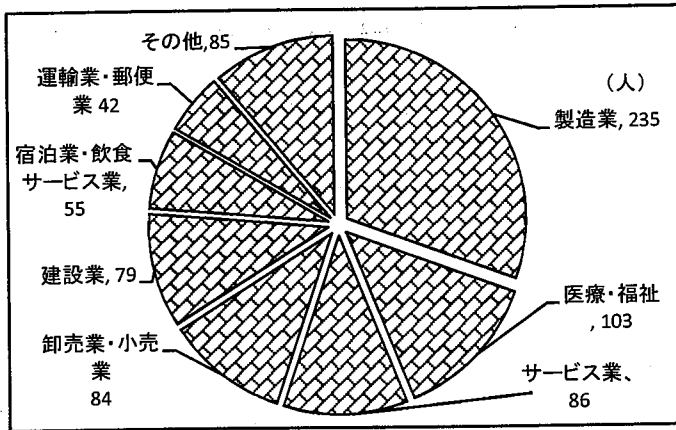
■新規求人数 769人(対前年同月比4.3%増、対前月比3.9%減)(表3)



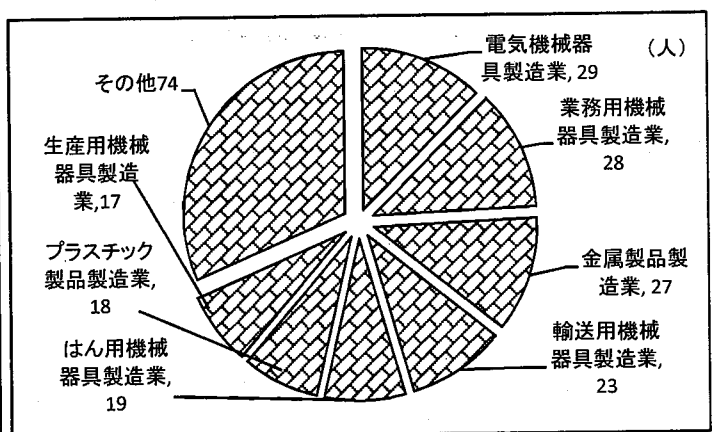
4月の新規求人数を産業別に見ると、製造業が235人と最も多く、全体の30.6%を占めており、次いで医療・福祉、サービス業、卸売業・小売業となっています。(表4)

また、製造業求人の内訳は、電気機械器具製造業が29人と最も多く、製造業全体の12.3%を占めており、次いで、業務用機械器具製造業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業となっています。(表5)

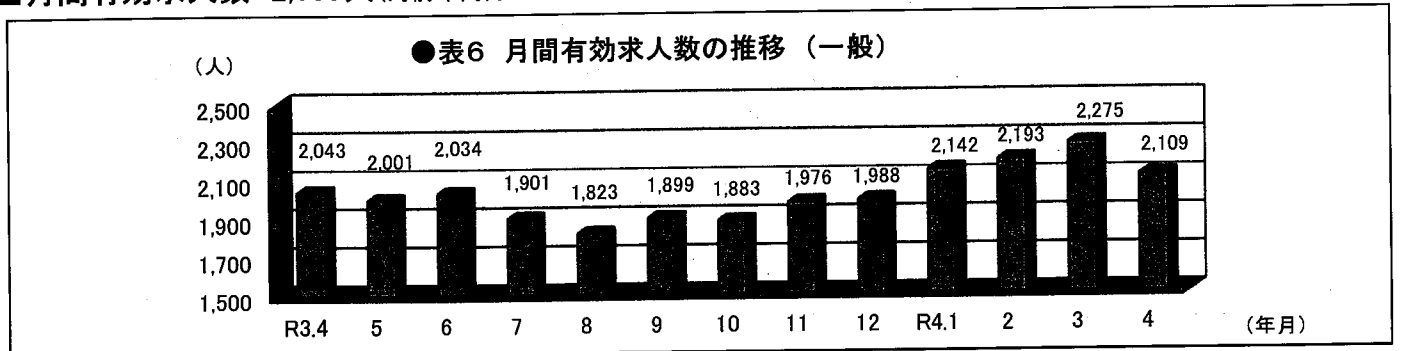
●表4 新規求人数の産業別内訳(4月)



●表5 新規求人数(製造業)内訳(4月)

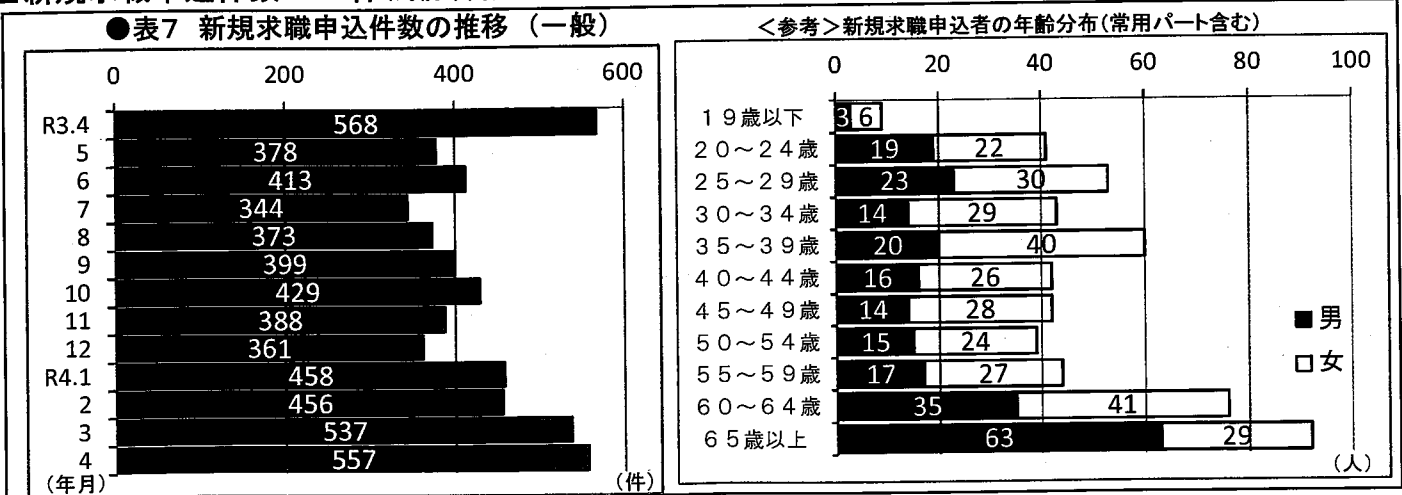


■月間有効求人数 2,109人(対前年同月比3.2%増、対前月比7.3%減)(表6)

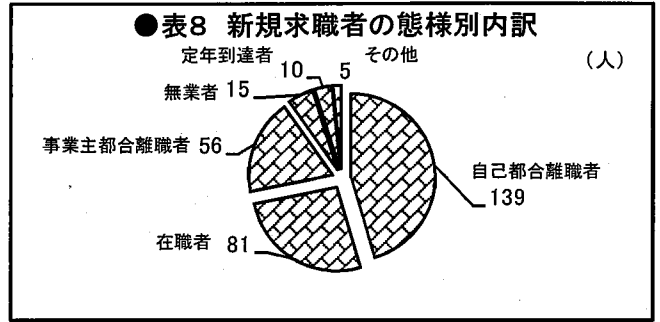


求職

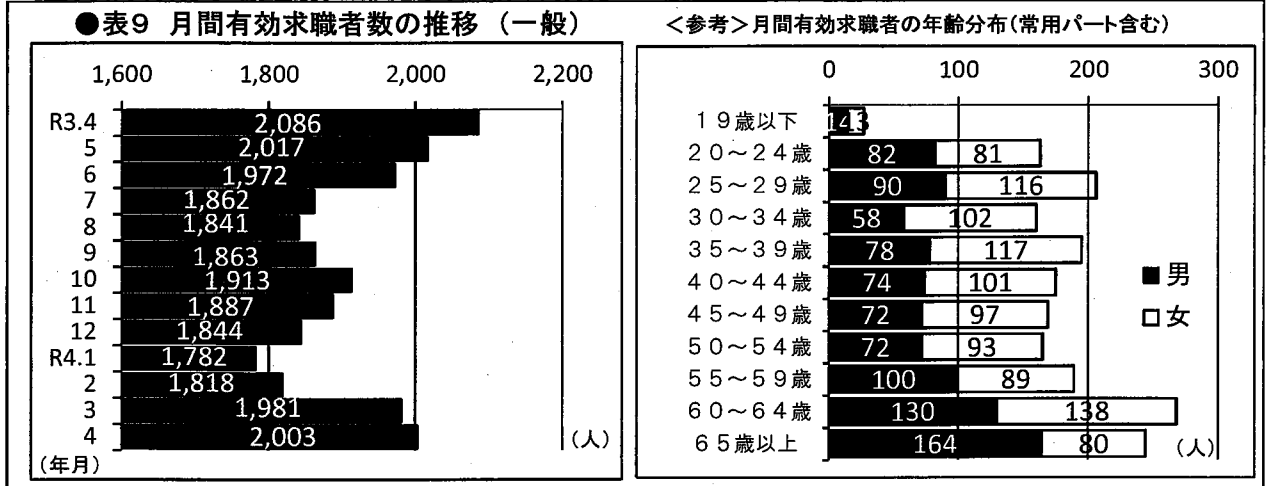
■新規求職申込件数 557件(対前年同月比1.9%減、対前月比3.7%増)(表7)



4月の新規求職申込件数306件(パートを除く常用。)を態様別に見ると、自己都合離職者が139人と最も多く、全体の45.4%を占めており、次いで在職者(構成比26.5%)、事業主都合離職者(同18.3%)、無業者(同4.9%)、定年到達者(同3.3%)となっています。(表8)



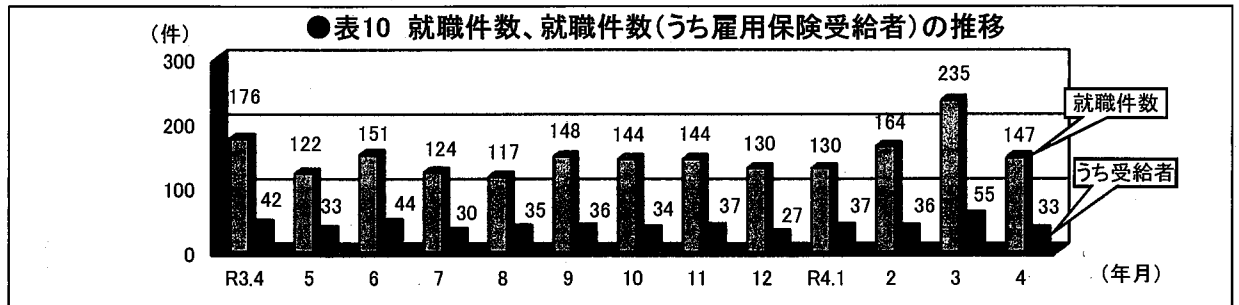
■月間有効求職者数 2,003人(対前年同月比4.0%減、対前月比1.1%増)(表9)



敷地内駐車場が満車の場合、第2駐車場をご利用下さい。

就職

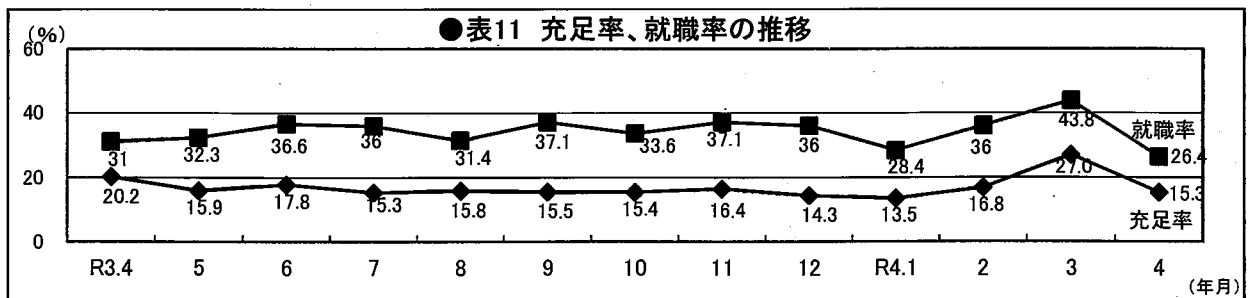
■就職件数 147件(対前年同月比16.5%減、対前月比37.4%減)
 ■就職件数のうち保険受給者 33件(対前年同月比21.4%減、対前月比40%減)(表10)



充足率、就職率

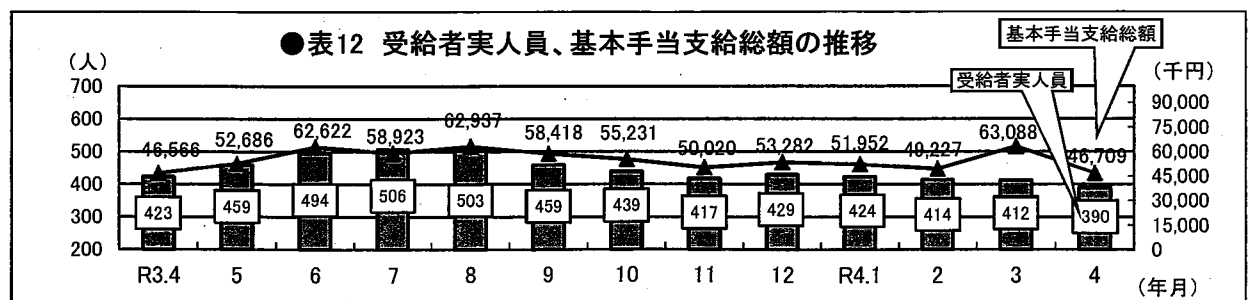
■充足率 15.3%(対前年同月比4.9ポイント低下、対前月比11.7ポイント低下)
 ■就職率 26.4%(対前年同月比4.6ポイント低下、対前月比17.4ポイント低下)(表11)

充足率は、新規求人のうちどれだけ充足したかを示します。就職率は、新規求職のうちどれだけ就職したかを示します。



雇用保険

■雇用保険受給者(一般)実人員 390人(対前年同月比7.8%減、対前月比5.3%減)
 ■雇用保険基本手当支給総額 46,709千円(対前年同月比0.3%増、対前月比26.0%減)(表12)



令和4年度労働保険の年度更新期間について

提出は金融機関・郵便局又は管轄の都道府県労働局へ

令和4年度労働保険の年度更新期間は6月1日(水)から7月11日(月)です。

* 電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

6月は外国人労働者問題啓発月間です

外国人の雇用はルールを守って適正に！

外国人を雇っている事業主の皆さん、チェックしてみてください！

- 国籍で差別しない公平な採用選考を行っていますか？
- 労働法令を守り、労働・社会保険に入っていますか？
- 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか？
- 安易な解雇はしていませんか？
- 外国人の雇入れ・離職時に、ハローワークへ雇用状況の届け出を出していますか？

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」より

高齢者及び障害者雇用状況報告にご協力を！

事業主の皆様には、毎年6月1日を調査対象日として、高齢者及び障害者雇用状況報告にご協力いただいております。

本年も調査対象となる各事業所へ厚生労働省より直接報告用紙等を郵送しますのでよろしくお願いたします。

2022(令和4)年4月1日から

特定求職者雇用開発助成金

(成長分野人材確保・育成コース)新設

既存コースの1.5倍を助成する高額助成コースをご活用ください

詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。



デジタル・グリーン分野及びこれに関連する分野(以下、成長分野等)の業務に従事させる事業主が、高齢者、母子家庭の母等、就職氷河期世代不安定雇用者、生活保護受給者、障害者などの方を対象労働者として継続して雇入れ、人材育成や職場定着に取り組む場合に、支給額が高額となる新コースを創設しました。